

公 示

トプコン05健公示第1号

令和5年3月1日

理事長 渡邊 玲子

任意継続被保険者制度に関する標準報酬の公示

記

令和4年9月30日現在の当組合の被保険者の平均標準報酬月額

は428,489円であり、これは

28等級で標準報酬月額は440,000円である。

令和5年4月1日以降は、これをもって任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限とする。

以 上